

(仮称)市立総合医療センター基本構想等策定・指定管理者選定支援業務プロポーザル
に係る事業者選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 企画提案書等による(仮称)市立総合医療センター基本構想等策定・指定管理者選定支援業務(以下「基本構想等策定・指定管理者選定支援業務」という。)を実施する事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、基本構想等策定・指定管理者選定支援業務に最も適した事業者の選定に関して、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 企画提案書の審査に関する事。
- (2) ヒアリングの評価及び事業者の選定に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要と認める事。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 選定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、総合政策部行政経営室長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、総合政策部行政経営室経営改革課が処理する。

(守秘義務)

第7条 選定委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、基本構想等策定・指定管理者選定支援業務を実施する事業者を選定したとき、その効力を失う。

別表(第3条関係)

選定委員会名簿

総合政策部長

総合政策部行政経営室長

総合政策部行政経営室参事

市立川西病院長

市立川西病院看護部長

市立川西病院経営企画部長